## 台風19号による被害についての会長談話

令和元年10月12日(土)から13日(日)未明にかけ、長野県に最も接近した台風第19号は、県内各地に記録的な豪雨をもたらし、河川の氾濫、堤防の決壊など大きな被害をもたらしました。この 災害によりお亡くなりになられた方々には心よりご冥福をお祈り申し上げ、また被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

信濃毎日新聞の報道によると、全国21か所の河川で堤防が決壊し、長野県内では千曲川が計11か所という広範囲で氾濫、長野市穂保地区では70メートルに渡り堤防が決壊し、高さ4メートルを超える濁流が一気に集落に流れ込み、多くの住宅、倉庫、店舗、農作物、自動車等に甚大な被害がありました。当会では、この甚大な被害事態を受け、東日本大震災、長野県北部地震、神城断層地震での被災地相談を実践してきた経験を活かした取り組みをして参りたいと対策本部を立ち上げる事と致しました。

これから長野県、各被災市町村等による各種支援活動、インフラの復旧作業が進んで行くものと思われますが、当会では県弁護士会、県税理士会、県土地家屋調査士会等8士業により長野県災害支援活動士業連絡会を発足させており、身近なくらしの法律家としての使命を果たすべく、自治体との協力も含め被災された方の生活再建を第一に考えた相談活動をして参ります。

令和元年10月16日

長野県司法書士会 会長 丸 山 孝 一